

議案第四十三号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年六月六日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一（井草区民事務所の項中）

三〇・三	七〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
三〇・六	七〇〇円	九〇〇円	九〇〇円

を

二四・二	四〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
二九・〇	五〇〇円	七〇〇円	七〇〇円

に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二(十一)井草区民事務所の項に規定する清查中通会議室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

清查中通会議室の使用料を改定する必要がある。